

加西市観光協会キャラクター「かさいのかさいさん」使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加西市観光協会キャラクター「かさいのかさいさん」(以下「かさいさん」という。)を使用することにより、加西市の魅力発信を図るとともに、観光資源・特産品等及び市内の情報を広く普及宣伝する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可の申請等)

第2条 「かさいさん」を使用する者は、「かさいのかさいさん使用許可申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付して、一般社団法人 加西市観光協会会長(以下「会長」という。)に提出する。ただし、申請書の記載事項を入力した電子申請も可能とする。また、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合。
- (2) その他、会長が適当と認めたとき。

(使用許可)

第3条 会長は、前述の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かさいさんの使用を許可するものとする。

- (1) 加西市や加西市観光協会(以下、「協会」という。)の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げたとき。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (4) その他、会長がキャラクターの使用について不適当と認めるとき。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 かさいさんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 別定める「かさいのかさいさん使用の手引き」に従うこと。
- (2) 許可を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン(色、形、字体など)を改変しないこと。
- (4) 許可にかかる物品等については、事前に見本を協会に提出する。ただし、現物での提出が困難なものについては、写真等確認の可能なものを提出する。

- (5) 許可にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 原則として、物品等には「加西市観光協会キャラクター かさいのかさいさん」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で表記が難しい場合は「加西市観光協会」の表記をもって代えることができる。

(許可の取消し)

第7条 会長は、かさいさんの使用がこの規程及び許可の内容に違反していると認められるときは、かさいさんの使用許可を取り消すことができる。

2 前項の許可の取消しは、かさいのかさいさん使用許可取消通知書をもって行う。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、かさいさん使用許可を取り消した場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、会長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

2 かさいさんの使用許可を受けた者が、キャラクターの使用によって、協会及び第三者に対して損害または損失を与えた場合は、使用許可を受けた者が責任を負う。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、かさいさんの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年1月20日より施行する。